

平成 27 年 3 月 27 日

建設工事の入札参加業者の皆様へ

大阪府 都市整備部 事業管理室

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

現在、施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が合計 3,000 万円以上（建築一式工事の場合は合計 4,500 万円以上）の場合のみ作成・提出を求めています。平成 27 年 4 月 1 日以降に大阪府と契約を締結する工事については、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとなります。

【施工体制台帳の作成対象】平成 27 年 4 月 1 日以降に大阪府と契約を締結する工事が対象

改正前	改正後
工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該 下請負契約が 2 以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円以上（建築一式工事あつては 4,500 万円以上）になる場合。	公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した場合。

※平成 27 年 4 月 1 日以降、大阪府と契約を締結する工事において下請契約を締結した場合、建設業法等の改正により、施工体制台帳の作成及び提出が義務づけられ、これらの法律を守らない者は、建設業法に基づく監督処分の対象となります。

【参考リンク先】国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html